



発行 新潟県

第5号

令和5年1月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 48 保安林の指定（治山課）
- 49 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 50 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 51 公共測量の実施通知（監理課）
- 52 道路の区域変更（道路管理課）
- 53 道路の区域変更（道路管理課）
- 54 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定（建築住宅課）
- 55 公有水面埋立ての免許出願（港湾整備課）
- 56 公有水面埋立ての免許出願（港湾整備課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（教育庁総務課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年1月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所
新潟県柏崎市西山町浜忠字二位殿294、321
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第49号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第16項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営東中地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年1月23日から令和5年2月17日まで
- 3 縦覧に供する場所
魚沼市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第50号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和5年1月23日から同年2月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	道之下	換地計画書の写し	上越市役所及び吉川区総合事務所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められ

る場合がある。

◎新潟県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（数値図化レベル2500 30km²）
- 2 作業期間 令和4年12月16日から令和5年3月22日まで
- 3 作業地域 阿賀野川流域

◎新潟県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市福田町5番5から	新	10.8～26.7メートル	340.0メートル
同市大字福橋字前田663番2まで	旧	9.0～11.6メートル	340.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用及び一部区間県道小猿屋黒井停車場線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字福橋字前田663番2から	新	10.8～26.7メートル	340.0メートル
同市福田町5番5まで	旧	9.0～11.6メートル	340.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用及び一部区間県道小猿屋黒井停車場線と重用

◎新潟県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小猿屋黒井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字三ツ橋字久保田376番3から 同市大字福田字一の坪66番まで	新	(A) 8.2～16.0メートル	1,164.3メートル
		(B) 8.7～54.8メートル	1,884.3メートル
	旧	8.2～16.0メートル	1,164.3メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道253号及び一般国道404号と重用

◎新潟県告示第54号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和5年1月20日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和5年1月5日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市柳井田町四丁目230番の一部、231番の一部、232番の一部、233番の一部、234番の一部、235番の一部、236番の一部、237番の一部、238番の一部、289番の一部、290-1番の一部、290-2番の一部、293番の一部、294番の一部、296番の一部、297-1番の一部、297-2番の一部、298番の一部、348番の一部、349番の一部、350番の一部、351番の一部、352番の一部、353番の一部、354番の一部、355番の一部、356番の一部、357番の一部、358番の一部、359番の一部、360番の一部、361番の一部、362番の一部、363番の一部、364番の一部、365番の一部、366番の一部	6.00	994.4

◎新潟県告示第55号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は令和5年1月20日から令和5年2月10日まで新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）並びに佐渡市役所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

両津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 出願の年月日

令和4年12月28日

2 出願人の名称及び住所

出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 花角 英世

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津湊353番地8の地先公有水面

(2) 区域

ア 1期施行

次の各地点のうち、1の地点から5の地点を順次に結んだ線及び5の地点と6の地点を結ぶ昭和46年3月15日付け新潟県港第117号で竣工通知された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.31mにより決定)、6の地点から10の地点を順次に結んだ線及び10の地点と1により囲まれた区域

1の地点 四等三角点「佐渡汽船」(北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒)から

57度53分08秒 214.88mの地点

2の地点 1の地点から 133度39分19秒 53.70mの地点

3の地点 2の地点から 223度38分58秒 5.10mの地点

4の地点 3の地点から 313度38分48秒 3.11mの地点

5の地点 4の地点から 249度38分51秒 58.29mの地点

6の地点 5の地点から 308度31分56秒 55.53mの地点

7の地点 6の地点から 69度31分00秒 3.13mの地点

8の地点 7の地点から 159度33分27秒 0.65mの地点

9の地点 8の地点から 69度30分58秒 54.00mの地点

10の地点 9の地点から 339度28分30秒 0.65mの地点

イ 2期施行

次の各地点のうち、1'の地点から3'の地点を順次に結んだ線及び3'の地点と4'の地点を結ぶ昭和46年3月15日付け新潟県港第117号で竣工通知された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.31mにより決定)、4'の地点から6'の地点を順次に結んだ線及び6'の地点と1'の地点を結んだ線により囲まれた区域

1'の地点 四等三角点「佐渡汽船」(北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒)から

70度44分26秒 233.94mの地点

2'の地点 1'の地点から 133度39分18秒 51.61mの地点

3'の地点 2'の地点から 249度40分16秒 58.53mの地点

4'の地点 3'の地点から 308度31分55秒 54.81mの地点

5'の地点 4'の地点から 69度38分51秒 58.29mの地点

6'の地点 5'の地点から 133度38分48秒 3.11mの地点

(3) 面積

ア 1期施行

3,151.88㎡

イ 2期施行

2,864.83㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 1期施行

新潟県佐渡市両津湊351番地8、351番地27、352番地1、352番地2、352番地4、352番地7、352番地8、352番地9、352番地10、352番地14、353番地、353番地1、353番地5、353番地7、353番地

8及び353番地9の地内、並びに同町352番地1、352番地2、352番地7、353番地8及び同市夷384番地1の地先公有水面

イ 2期施行

新潟県佐渡市両津湊353番地、353番地1、353番地3、353番地4、353番地5、353番地6、353番地8、353番地9、355番地1、355番地2、355番地3、355番地4、355番地7、356番地1、356番地2、356番地3、356番地5、356番地6及び356番地7の地内、並びに同町353番地8、355番地1、355番地5、355番地7、356番地1及び356番地5の地先公有水面

(2) 区域

ア 1期施行

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

アの地点 四等三角点「佐渡汽船」(北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒) から

12度45分12秒 651.10mの地点

イの地点	アの地点から	138度43分00秒	459.16mの地点
ウの地点	イの地点から	139度39分29秒	128.76mの地点
エの地点	ウの地点から	249度38分51秒	329.77mの地点
オの地点	エの地点から	223度38分58秒	5.10mの地点
カの地点	オの地点から	313度38分48秒	3.11mの地点
キの地点	カの地点から	249度38分51秒	290.83mの地点
クの地点	キの地点から	322度57分59秒	15.67mの地点
ケの地点	クの地点から	357度45分18秒	34.23mの地点
コの地点	ケの地点から	334度33分03秒	119.40mの地点
サの地点	コの地点から	71度53分14秒	56.91mの地点
シの地点	サの地点から	351度49分26秒	81.56mの地点
スの地点	シの地点から	85度33分40秒	92.45mの地点
セの地点	スの地点から	324度29分38秒	201.71mの地点
ソの地点	セの地点から	70度04分30秒	116.50mの地点
タの地点	ソの地点から	139度40分11秒	149.73mの地点
チの地点	タの地点から	49度19分12秒	36.87mの地点
ツの地点	チの地点から	320度03分21秒	198.23mの地点

イ 2期施行

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

ア'の地点 四等三角点「佐渡汽船」(北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒) から

70度06分04秒 563.69mの地点

イ'の地点	ア'の地点から	139度39分34秒	17.24mの地点
ウ'の地点	イ'の地点から	197度45分30秒	26.67mの地点
エ'の地点	ウ'の地点から	109度20分12秒	48.49mの地点
オ'の地点	エ'の地点から	124度06分11秒	235.62mの地点
カ'の地点	オ'の地点から	99度46分15秒	219.72mの地点
キ'の地点	カ'の地点から	189度30分43秒	196.75mの地点
ク'の地点	キ'の地点から	219度46分33秒	457.16mの地点
ケ'の地点	ク'の地点から	309度31分00秒	589.98mの地点
コ'の地点	ケ'の地点から	296度04分14秒	31.19mの地点
サ'の地点	コ'の地点から	247度38分55秒	62.82mの地点
シ'の地点	サ'の地点から	310度25分57秒	76.48mの地点
ス'の地点	シ'の地点から	305度04分17秒	7.87mの地点
セ'の地点	ス'の地点から	313度24分09秒	37.44mの地点
ソ'の地点	セ'の地点から	317度16分42秒	74.56mの地点
タ'の地点	ソ'の地点から	322度57分54秒	65.33mの地点
チ'の地点	タ'の地点から	69度38分51秒	290.83mの地点
ツ'の地点	チ'の地点から	133度38分48秒	3.11mの地点
テ'の地点	ツ'の地点から	43度38分58秒	5.10mの地点

(3) 面積

ア 1期施行

214, 146. 08m²

イ 2期施行

406, 700. 17m²

5 埋立地の用途

ふ頭用地

◎新潟県告示第56号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認の出願が次のとおりであった。

なお、関係図書及び書面は令和5年1月20日から令和5年2月10日まで新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）並びに佐渡市役所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

両津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 承認出願の年月日

令和4年12月22日

2 出願人の名称及び住所

出願人所在地 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

出願人名称 国土交通省北陸地方整備局

代表者住所 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

代表者氏名 国土交通省北陸地方整備局長 内藤 正彦

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津湊353番8の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑦の地点から⑤の地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と⑦の地点を結ぶ昭和46年3月15日付け新潟県港第117号で竣工通知された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+0.31mにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点「佐渡汽船」（北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒）から
80度51分36秒 261.504mの地点

②の地点 ①の地点から 159度40分17秒 20.000mの地点

③の地点 ②の地点から 249度40分17秒 39.000mの地点

④の地点 ③の地点から 339度40分17秒 12.000mの地点

⑤の地点 ④の地点から 249度40分17秒 14.927mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 319度00分36秒 0.938mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 308度43分59秒 8.304mの地点

(3) 面積

917.11m²

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津湊351番地8、351番地27、352番地1、352番地2、352番地4、352番地7、352番地8、352番地9、352番地10、352番地14、353番地、353番地1、353番地3、353番地4、353番地5、353番地6、353番地7、353番地8、353番地9、355番地1、355番地2、355番地3、355番地4、355番地7、356番地1、356番地2、356番地3、356番地5、356番地6及び356番地7の地内、並びに同町352番地1、352番地2、352番地7、353番地8、355番地1、355番地5、355番地7、356番地1、356番地5及び同市夷384番地1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とカの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 四等三角点「佐渡汽船」（北緯38度04分53秒、東経138度26分13秒）から

	259度0分52秒	68.287mの地点	
イの地点	アの地点から	357度45分16秒	34.234mの地点
ウの地点	イの地点から	334度33分04秒	119.402mの地点
エの地点	ウの地点から	71度53分14秒	56.914mの地点
オの地点	エの地点から	351度49分26秒	81.559mの地点
カの地点	オの地点から	85度33分40秒	92.448mの地点
キの地点	カの地点から	324度29分38秒	201.714mの地点
クの地点	キの地点から	70度04分30秒	116.500mの地点
ケの地点	クの地点から	139度40分11秒	149.731mの地点
コの地点	ケの地点から	49度19分07秒	36.873mの地点
サの地点	コの地点から	320度03分21秒	198.236mの地点
シの地点	サの地点から	45度51分53秒	193.381mの地点
スの地点	シの地点から	138度43分00秒	459.157mの地点
セの地点	スの地点から	139度39分29秒	145.996mの地点
ソの地点	セの地点から	197度45分35秒	26.668mの地点
タの地点	ソの地点から	109度20分12秒	48.494mの地点
チの地点	タの地点から	124度06分11秒	235.617mの地点
ツの地点	チの地点から	99度46分16秒	219.718mの地点
テの地点	ツの地点から	189度30分43秒	196.749mの地点
トの地点	テの地点から	219度46分33秒	457.156mの地点
ナの地点	トの地点から	309度31分00秒	589.979mの地点
ニの地点	ナの地点から	296度04分15秒	31.194mの地点
ヌの地点	ニの地点から	247度38分56秒	62.821mの地点
ネの地点	ヌの地点から	310度25分55秒	76.477mの地点
ノの地点	ネの地点から	305度04分22秒	7.870mの地点
ハの地点	ノの地点から	313度24分09秒	37.436mの地点
ヒの地点	ハの地点から	317度16分42秒	74.564mの地点

(3) 面積

620,846.25㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）ヤマダデンキNew上越店

所在地 上越市富岡3468-4 外

設置者 株式会社ヤマダデンキ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和4年8月12日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年1月20日から令和5年2月20日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アテナ柏崎店

所在地 柏崎市柳田町34番地 外

設置者 株式会社コメリ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（駐車場の収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯）に関する届出

公告日 令和4年8月26日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年1月20日から令和5年2月20日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 柏崎東ショッピングセンターパルス

所在地 柏崎市柳田町38番地 1 外

設置者 株式会社コメリ 他2者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の店舗面積の合計、駐車場の収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、出入口の位置）に関する届出

公告日 令和4年8月26日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年1月20日から令和5年2月20日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達物品等の名称及び数量

新潟県教育情報ネットワークシステム運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県教育庁総務課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和4年12月15日（木）

4 落札者の氏名及び住所

株式会社BSNアイネット 新潟市中央区米山2丁目5番地1

5 落札金額

75,900,000円

6 契約方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年11月1日（火）

8 落札方式

最低価格

雑 報**一般競争入札の実施について（公告）**

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学学生健康診断業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年1月20日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

(1) 件 名

新潟県立大学学生健康診断業務

(2) 委託内容

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和5年1月20日（金）から令和5年2月1日（水）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問合せ先

新潟県立大学教務学生支援部教務学生課（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

電話番号025-270-1302 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年2月8日(水) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学コモンズ3号館4階5401大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2の規定による病院又は診療所の開設届けがなされている者であること。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可が必要な者にあつては、当該許可を受けている者であること。
- (4) 新潟市中央区内又は新潟市東区内に本店、支店又は営業所を有し、かつ設置又は管理運営する健診施設を有していること。
- (5) 入札公告の日から過去3年間以内に同規模程度の健康診断業務の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和5年1月20日(金)から令和5年2月3日(金)まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学教務学生支援部教務学生課

ウ 提出方法

本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数

入札説明書による

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時

令和5年2月6日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)イに掲げる場所

6 入札の方法

- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本件は、総価入札・単価契約とする。

ウ 「入札書」に記載する金額は、仕様書に示した健康診断の種類ごとの受診予定者数に各々見積もった単価を乗じて得られた金額の合計（＝「入札内訳書」の総額欄に記載する金額）とする。

エ 「入札書」の提出と同時に、「入札内訳書」を提出すること。

オ 「入札内訳書」には、総価算定の根拠とした健康診断の種類ごとの単価、単価に健康診断の種類ごとの受診予定者数を乗じた金額及びその合計（総価入札金額）を記載すること。

カ 「入札内訳書」に記載する単価は、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額（＝税抜単価）を記載すること。

キ 「入札内訳書」に記載の総額と「入札書」に記載の入札金額に差異があった場合及び「入札内訳書」の記載に間違いがあった場合、当該入札書は無効とする。

ク 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 契約に当たっては、「入札内訳書」に記載された各々の単価に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額を契約単価とする。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に規定する入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。